

第10期 北斗市分別収集計画

令和4年7月

北 斗 市

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 計画の基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6. 容器包装廃棄物の排出抑制を促進するための方策に関する事項	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器 包装廃棄物の収集に係る分別の区分	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定めるもの の量の見込み	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の 量の見込みの算定方法	5
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	5
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	6

第10期 北斗市分別収集計画

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境を創造するためには、現在の社会経済活動のあり方を見直し、また、生産・消費・廃棄のあらゆる段階において、地球環境へ与える負荷の少ないライフスタイルへの転換を行い、循環型社会を形成することが重要である。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場で自らの役割を認識し、履行していかなければならない。

本市では、これまでに、空き缶、空き瓶、ペットボトル及びプラスチック製容器の分別収集、集団資源回収への支援などの各種施策を実施してきたところであり、また、平成26年10月にはごみ破碎処理施設を整備するなど、一般廃棄物の排出抑制や、減量化、再資源化に取り組んでいるところである。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「法」という。）第8条の規定に基づいて、一般廃棄物の多くを占めている容器包装廃棄物を分別収集し、容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するため、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を分担して一体となって取り組むべき具体的な方針を示したものである。本計画を推進することによって、一般廃棄物の減量や資源の有効活用が図られ、循環型社会の実現を目指すものである。

なお、令和4年4月1日に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」への対応については、現時点では、市町村の役割が不明な点が多いため、今期の当計画には反映しないか、情報収集に努めることとする。

2. 計画の基本的方向

本計画実施に当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- (2) 全ての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の軽減
- (3) ごみの排出抑制や減量化について市民への積極的な広報・啓発
- (4) 自然環境保全を前提とした適切な廃棄物処理施設の整備
- (5) 市民参加によるリサイクル運動を積極的に促進

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	1,595 t	1,585 t	1,575 t	1,565 t	1,555 t

6. 容器包装廃棄物の排出抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

(1) 環境教育、啓発活動の充実

副読本を活用した小学校での環境教育やごみ破碎処理施設の見学会、町内会等への出前講座などあらゆる機会を通じて、市民、事業者に対して、ごみの排出量や処理経費などの情報を提供し、3R推進の必要性などの意識を高める。

(2) 容器包装廃棄物の排出抑制

繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバック）の持参の徹底等の啓発、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を促進する。

(3) 集団回収の促進

町内会等が実施している資源回収活動を支援するため資源回収補助金を給付するほか、優良団体などを表彰して、集団資源回収を促進する。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況、市民の協力度、収集機材や人員等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類、収集に係る分別の区分も下表のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	空き缶
主としてガラス製の容器 ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他のガラス製容器	空き瓶
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのも（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙類
主として段ボール製の容器包装	紙類
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆを充てんするためのも	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び
法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	59t		59t		59t		59t		59t	
主としてアルミ製の容器	130t		129t		1128t		127t		126t	
無色のガラス製容器	(合計) 128t		(合計) 127t		(合計) 126t		(合計) 125t		(合計) 124t	
	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)
	125t	3t	124t	3t	123t	3t	122t	3t	121t	3t
茶色のガラス製容器	(合計) 153t		(合計) 152t		(合計) 151t		(合計) 150t		(合計) 149t	
	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)
	150t	3t	149t	3t	148t	3t	147t	3t	146t	3t
その他のガラス製容器	(合計) 51t		(合計) 51t		(合計) 51t		(合計) 51t		(合計) 51t	
	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)
	50t	1t	50t	1t	50t	1t	50t	1t	50t	1t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	16t		16t		16t		16t		16t	
主としてダンボール製の容器	469t		466t		463t		460t		457t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 280t		(合計) 278t		(合計) 276t		(合計) 274t		(合計) 272t	
	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)
	233t	47t	232t	46t	231t	45t	230t	44t	229t	43t
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの	(合計) 309t		(合計) 307t		(合計) 305t		(合計) 303t		(合計) 301t	
	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)
	309t	0t	307t	0t	305t	0t	303t	0t	301t	0t
(うち白色トレイ)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{令和3年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は北斗市人口ビジョンの人口推計をもとに、次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
44,417人 (対前年度比)	44,171人 (対前年度比)	43,924人 (対前年度比)	43,677人 (対前年度比)	43,431人 (対前年度比)
99.34%	99.45%	99.44%	99.44%	99.44%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を継続して行う。なお、町内会等で行っているリターナブル瓶、アルミ缶、段ボール、紙パック等の集団回収についても今後とも継続する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	空き缶	市による定期収集（委託）	市
	アルミ製容器		一部集団回収	民間業者
ガラス	無色のガラス製容器	空き瓶	市による定期収集（委託）	市
	茶色のガラス製容器		一部集団回収	民間業者
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙類	市による定期収集（委託）	市
	段ボール		一部集団回収	民間業者
	その他の紙製容器			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集（委託）	市
			一部集団回収	民間業者
	その他のプラスチック製容器	プラスチック製容器	市による定期収集（委託）	市

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設の整備概要は、下表のとおりとする。排出から収集・運搬に係る施設については、現在の施設、体制を利用するものとする。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	空き缶	指定袋	深ボディ車 パッカー車 (委託)	資源ごみ保管施設 (選別、圧縮施設)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	空き瓶	指定袋	深ボディ車 パッカー車 (委託)	ごみ破碎処理施設 (選別施設)
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙類	紐で縛る	深ボディ車 (委託)	ごみ破碎処理施設 (選別施設)
段ボール				
その他の紙製容器				
ペットボトル	ペットボトル	指定袋	深ボディ車 パッカー車 (委託)	資源ごみ保管施設 (選別、圧縮施設)
その他のプラスチック製容器	プラスチック製容器	指定袋	深ボディ車 パッカー車 (委託)	資源ごみ保管施設 (選別、圧縮施設)